

別紙

諮問第1057号

答 申

1 審査会の結論

「届出書の開示について第三者が反対の意思を表示したことがわかる文書一式」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定はこれを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第75条第1項前段の規定による届出書（平成24年度第178号）の開示について第三者が反対の意思を表示したことがわかる文書一式（起案文書等を含む。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年11月4日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 条例の前文では、条例における解釈及び運用の基本原則として、情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが条例の趣旨であると考えられる。

条例10条（存否応答拒否）は安易に用いてはならない。存否を明らかにした場合発生する損害が重大な場合に限り適用するべきである。存否応答拒否を安易に適用することを許すと、「情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保すること」が不可能となる。

イ 今回の開示請求について、実施機関と審査請求人との間で交わされた連絡内容からすると、実施機関は、この開示請求の対象公文書として、第三者から提出された意見書が存在していることを特定している。また、審査請求人は、届出書の開示請求に係る一部開示処分の起案文書の開示を希望している。このように、公文書の存在を認め、審査請求人から当該公文書の開示の希望も受けておきながら、後になって公文書の存否を明らかにしないで拒否することは、明らかに違法である。

ウ 審査会平成 30 年 6 月 14 日付答申第 820 号では、「仮に特定の法人等が、条例 15 条 1 項に規定する第三者保護の手続において、公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出していた場合、本件請求文書の存否を答えることにより明らかになるのは、当該法人等が開示決定に反対する意思を表示したという事実の有無であり、特段の事情のない限り、開示について反対の意思を示したことをもって、直ちに当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が具体的に侵害されるとまでは認められない。」との理由を示し、「その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。」との判断を示している。上記答申と同じ理由から本件の存否応答拒否処分も違法である。審査会には、実施機関が存否を濫用する姿勢に厳しく意見してもらいたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

(1) 開示請求に係る公文書の件名又は内容について

条例 15 条 1 項では、開示請求に係る公文書に都以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る都以外のものに対し、意見書を提出する機会を与えることができる旨を規定している。また、同条 2 項では、一定の場合において、開示決定に先立ち第三者に対し意見書を提出する機会を与えなければならない旨を規定している。

一般に、実施機関は開示請求の内容によっては、開示決定に先立ち都以外のものから

意見書を収受することがある。この意見書の様式として実施機関が定めている「開示決定等に係る意見書」（東京都情報公開条例施行規則（平成11年東京都規則第229号）第8号様式別紙）では、開示決定に対する反対意思の有無を記載する欄を設けており、開示について反対するか否かにかかわらず、意見を述べることができる。

（2）非開示決定の理由について

ア 本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることは、特定の法人等が公文書の開示について反対の意思を表示した事実を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものである。このことは、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。

当該法人等が反対の意思を表示した事実の有無を公にした場合、当該法人等の内部管理情報である特定事業に係る方針が明らかになり、当該法人等の事業活動に支障を及ぼすおそれを否定することはできず、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

以上のことから、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものである。

イ 実施機関が開示請求内容に対する補正等を行う目的で開示請求者に連絡し、その過程で複数の「意見書」の存在が明らかにされたとしても、上記の趣旨から、それが「開示について反対の意思を表示した」文書の存在を明らかにしたことはない。

したがって、開示請求者が実施機関から「意見書」が複数存在することを知らされたとしても、そのことと本件対象公文書の存否を明らかにしないことは何ら矛盾することはない。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成28年12月28日	諮問
平成30年 1月29日	新規概要説明（第186回第二部会）
平成30年 2月19日	審議（第187回第二部会）
平成30年 3月27日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 4月24日	審議（第188回第二部会）
平成30年 5月28日	審議（第189回第二部会）
平成30年 6月15日	審査請求人から意見書收受
平成30年 6月18日	審議（第190回第二部会）
平成30年 7月24日	審議（第191回第二部会）
平成30年 9月28日	審議（第192回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 省エネ法75条1項前段の規定に基づく届出について

省エネ法は、石油危機を契機として制定され、その1条において、内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保と、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとともに、同法2条において燃料並びに熱及び電気をエネルギーと定めている。省エネ法が直接規制する事業分野の一つである住宅・建築物については、その対象規

模等に応じて、同法75条1項又は75条の2に基づく届出が必要である旨定めている。

なお、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）が平成29年4月から施行されたことにより、省エネ法73条から76条までは削除され、この建築物省エネルギー法において届出書の提出が義務付けられている。

イ 本件請求文書について

本件開示請求は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項前段の規定による届出書の開示について第三者が反対の意思を表示したことがわかる文書一式（起案文書等を含む。）」（以下「本件請求文書」という。）である。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づきその存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の

存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

エ 第三者保護に関する手続について

条例15条1項は、開示請求に係る公文書に都以外のものに関する情報が記載されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る都以外のものに対し、意見書を提出する機会を与えることができる旨規定している。

また、意見書及びその回答の様式として、知事が行う情報公開事務に関する規則（平成11年東京都規則第230号）により、意見照会書（第8号様式）及び開示決定等に係る意見書（第8号様式別紙。以下「意見書」という。）を定めており、意見照会を受けた第三者は、開示について反対するか否かにかかわらず、意見を述べるができるとしている。

オ 本件請求文書に係る存否応答拒否の妥当性について

本件開示請求は、その請求内容に特定の事業者の名称が含まれていない一方、法に基づく届出書に係る開示請求を前提として行われているものといえる。

本件請求文書の存否について、審査請求人は、実施機関とのやり取りにおいて、本件開示請求に係る文書の存在を認めており、当該文書の開示の希望を受けていながら後になってその存否を明らかにしないで拒否することは、明らかに違法である旨主張する。

これに対し、実施機関は、当該請求内容は公文書の開示について第三者が反対の意思表示をしたことを前提としており、本件請求文書の存否を明らかにすることは、少なくとも第三者が公文書の開示について反対の意思表示をしたことの有無を明らかにすることになる、と説明する。

ところで、審査会が確認したところ、本件開示請求が前提とする「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項前段の規定による届出書」の開示請求（以下「別件開示請求」という。）について、実施機関により、条例7条1号、3号及び4号該当性を理由として一部開示決定（以下「別件一部開示決定」という。）が行われている。また、別件一部開示決定に対して審査請求が提起され、審査庁からの諮問を審査会が受け、別件開示請求の内容及び別件一部開示決定をした旨、並びに非開示理由を東京都公式ホームページにおいて掲示している。

これらを踏まえて審査会が検討するに、条例15条1項に基づく第三者保護に関する手続において、仮に、特定の法人等が、実施機関による開示決定等に先立ち、開示請求に係る公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を実施機関に提出していた場合、本件請求文書の存否を答えることにより明らかになるのは、特定の法人等が、当該法人等に関する情報が記録されている公文書の開示に反対する意見書を提出したという事実であり、特段の事情のないかぎり、開示について反対の意思を示したことをもって、直ちに当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が侵害されるとまでは認めがたい。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条3号の非開示情報を開示することとなるとは認められないことから、本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当ではなく、本件請求文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二